

回覧										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

みんなで進めよう「住まいの耐震化」

～昭和56年5月31日以前に着工された家にお住まいの方へ～
 ご存知ですか！耐震改修工事費等の一部に対して補助が受けられます！



- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、**昭和56年5月31日以前**に建築された木造住宅でした
- いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

住宅の「簡易耐震診断」を申し込んでください

加古川市が診断員を**無料**で派遣します
 ○昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象です。
 ○戸建住宅のほか、共同住宅（長屋を含む）も対象となります。
 ○木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のいずれの構造も対象です。
 （昭和56年6月以降に一体型増築をした、プレハブ住宅・ツバモノ住宅・丸太組み工法、など、一部対象とならない場合があります）

耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

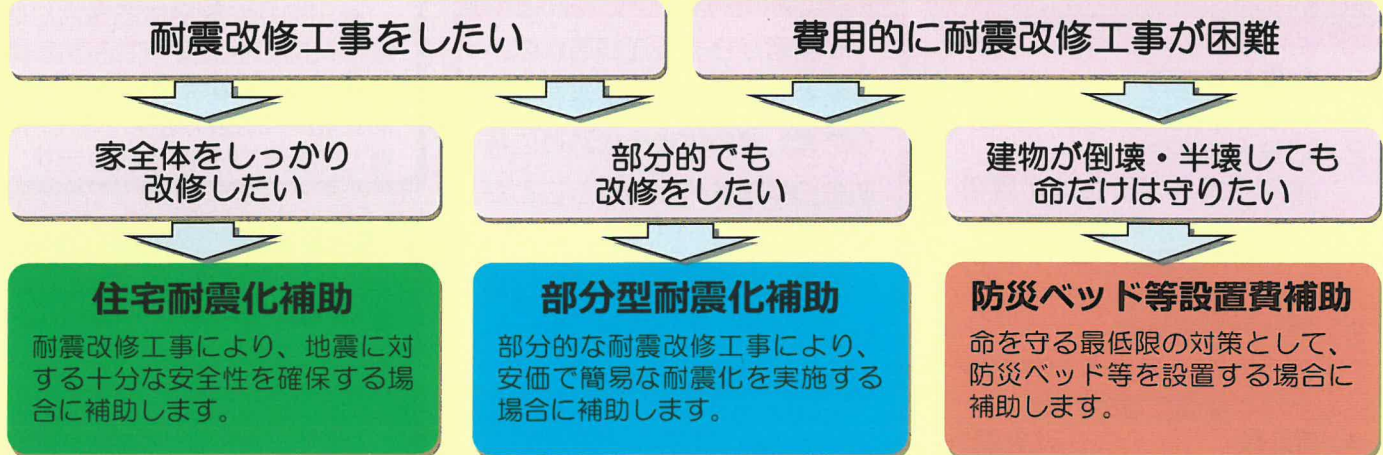
（木造戸建住宅の場合）

耐震診断の結果、

「危険」「やや危険」の場合は・・・

家族の大切な命を守るためにも
「住まいの耐震化」
 を検討してください

一人でも多くの市民の皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。



※ それぞれの補助事業の詳細は裏面をご参照ください。

【お問合せ先】 加古川市 住宅政策課 電話 079-427-9263（直通）

住宅耐震化補助

耐震性が低い場合、補強設計や耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

住宅耐震改修計画策定費補助

- (1) 対象となる方
加古川市内に対象となる住宅を所有する方
- (2) 対象となる住宅
以下の条件をすべて満たす住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む）
 - ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - ② 違反建築物でない、認定工法でないもの
 - ③ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
 - ④ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又はこれから加入する住宅
- (3) 対象となる費用
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- (4) 補助額 補助率 2/3
戸建住宅 最大20万円
共同住宅 最大12万円/戸
マンション 単価2,400円/㎡(1,000㎡まで)、1,000円/㎡(2,000㎡まで)、700円/㎡(2,000㎡超)、住戸面積のみ

住宅耐震改修工事費補助★

- (1) 対象となる方（両方を満たすこと マンションは①のみ）
 - ① 加古川市内に対象となる住宅を所有する方
 - ② 所得が1,200万円以下の兵庫県民の方（個人）
- (2) 対象となる住宅
 - ① 住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
 - ② 耐震改修工事費50万円以上であること
- (3) 対象となる費用
 - ① 地震に対する十分な安全性（評点1.0以上）を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強（附帯工事を含む）に要する費用
 - ② 耐震改修を行う室の内装工事に要する費用（家具工事、設備工事を除く）
- (4) 補助額 補助率 4/5(100万円まで), マンション 1/2
戸建住宅 最大130万円(工事費300万円以上の場合)
共同住宅 最大40万円/戸
マンション 住戸面積×25,100円又は限度額の低い方
限度額 3千万円(5千㎡まで)、6千万円(1万㎡まで)、9千万円(1.5万㎡まで)、1.35億円(1.5万㎡超)、住戸面積のみ

※共同住宅のうち1,000㎡以上かつ3階以上のものをマンションといい、基準が異なる部分があります。お問合せください。

部分型耐震化補助

対象となる方は、住宅耐震化補助と同じ。

簡易耐震改修工事費補助★

- (1) 対象となる住宅
「危険」と診断された住宅
- (2) 対象となる費用
「やや危険」又は「安全」にするための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- (3) 補助額 補助率 4/5(マンション 1/2)
戸建住宅 最大50万円
共同住宅 最大20万円/戸
マンション 最大6,750万円(ただし、住戸面積に応じた段階的上限あり)

シェルター型工事費補助

- (1) 対象となる住宅
「危険」「やや危険」と診断された住宅
- (2) 対象となる費用
耐震シェルターの設置に要する費用
- (3) 補助額
戸建住宅 最大50万円
(工事費50万円以上の場合)
共同住宅・マンション 最大50万円
(工事費50万円以上/戸の場合)

屋根軽量化工事費補助★

- (1) 対象となる住宅
「やや危険」と診断された「非常に重い屋根」の住宅
- (2) 対象となる費用
屋根を軽量化（「重い屋根」又は「軽い屋根」）する工事に要する費用
- (3) 補助額 補助率 1/2(戸建除く)
戸建住宅 50万円(定額)
共同住宅 最大20万円/戸
マンション 最大6,750万円(ただし、住戸面積に応じた段階的上限あり)

※「住宅耐震改修工事費補助」を受けた場合は、所得税の特別控除と固定資産税の減額措置もあります。

防災ベッド等設置費補助

就寝中の地震から身を守ります。

- (1) 対象となる方
対象となる住宅に居住する方
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ、戸建住宅のみ（一部要件が異なるので、加古川市にご確認ください）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用
- (4) 補助額 10万円/台(定額)

補助金の代理受領が可能です

申請者からの委任があれば、事業者（耐震改修工事等を実施した者）が申請者の代わりに補助金の受領を代理で行うことができます。

支払いは工事などの代金と補助金の差額のみになり、当初の費用負担が軽減されます。

住宅改修業者登録制度

★印の補助を受ける場合には、県の条例に基づく「住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助実績の公表が可能である事業者との契約が条件となります。

耐震改修工事実績について

「ひょうご住まいの耐震化促進事業」補助金を受けて行われた耐震改修工事の実績が、県のホームページで公表されています。

ひょうご住まい 工事実績

検索

注意 いずれの補助も交付決定通知を受ける前に契約すると、補助の対象にはなりません。